

下水道使用料等の改定について

平成21年11月24日

下水道部

1 下水道使用料の改定について

(1) 改定の理由

下水道事業については、平成17年度に地方公営企業法の一部を適用し、企業会計方式により経営成績を明らかにし、事業運営に活用してきたところであります。

また、高金利の企業債から低利なものへと繰上償還制度を活用し、将来の利子負担の軽減に努めているとともに、建設事業の圧縮・職員定数の見直し等を行っておりますが、平成20年度決算で累積欠損金が約27億円となり、今年度末には純損失が6億円程見込まれる状況で、依然として厳しい経営状況となっております。

現行の下水道使用料体系が、平成22年度から4年間続くとした場合において、総額21億円程の純損失が生じることとなり、平成25年度には累積欠損金が約54億円と見込まれます。

これらを踏まえ、住民要望が多く寄せられている未普及地域への整備、合流式下水道改善事業、施設の改築・更新事業等を推し進めなければならないとともに、安定した経営基盤を構築し適切な下水道事業を実施していかなければならないことから、下水道使用料の改定を行うものであります。

(2) 改定の内容

ア 平均改定率

使用料算定期間を平成22年度から25年度までの4年間として、この算定期間内において新たに欠損金を生じさせないように損益収支の均衡を図ることとし、平均改定率を14.3%とするものであります。

イ 基本使用料

現行の一般汚水における基本使用料については、上水道量水器の口径に基づき第1種と第2種とに区分しておりますが、下水道使用料は原則として下水の量・水質に応じて積算されるべきものであり、国等が示している算定の基本的考え方においても、口径別の考え方を採っていないことから、基本使用料の口径別区分を廃止し、同一の金額とするものであります。

また、排出量1立方メートルから10立方メートルまでを基本水量として、基本使用料の中に含めておりますが、排出量に応じた適正な使用料とするため、一般汚水及び公衆浴場汚水における基本水量を廃止するものであります。

ウ 従量使用料

一般污水及び公衆浴場污水における基本水量を廃止することに伴い、一般污水において、排出量1立方メートルから10立方メートルまでを対象に、排出量の区分を新たに設けるものであります。

エ 家事用井戸水の認定污水排出量

国の使用料水準の比較として用いる標準家庭（4人世帯）の排出量は、1月あたり20立方メートルであることも踏まえ、排出量の実態・上水道使用者との均衡を図る等を考慮し公平性の確保から、1人あたりの認定污水排出量を、3立方メートルから5立方メートルに変更するものであります。

(3) 施行期日

平成22年4月1日から施行し、平成22年5月に計量又は認定する下水道使用料から適用するものであります。

< 下水道使用料新旧対照表 >

1月あたり

污水の種別	区分	改正前		改正後		増減額 (円)	
		排出量	金額 (円)	排出量	金額 (円)		
一般污水	基本使用料	第1種 10 m ³ まで	945.00	0 m ³	950.00	5.00	
		第2種 10 m ³ まで	1,396.50			△ 446.50	
	従量使用料 (1 m ³ あたり)				10 m ³ まで	43.00	43.00
		11～20 m ³	98.70	11～20 m ³	96.00	△ 2.70	
		21～30 m ³	124.95	21～30 m ³	135.00	10.05	
		31～50 m ³	176.40	31～50 m ³	186.00	9.60	
		51 m ³ 以上	235.20	51 m ³ 以上	245.00	9.80	
公衆浴場污水	基本使用料	10 m ³ まで	945.00	0 m ³	950.00	5.00	
	従量使用料 (1 m ³ あたり)	11 m ³ 以上	19.95	1 m ³ 以上	22.00	2.05	
臨時污水	従量使用料 (1 m ³ あたり)	1 m ³ 以上	252.00	1 m ³ 以上	288.00	36.00	

2 污水处理施設使用料の改定について

污水处理施設の使用料は、下水道条例の規定を準用していることから、今回併せて改定するものであり、手代森污水处理施設のみが該当する施設であります。

なお、当該施設は、流域関連公共下水道への切り替えに伴い平成23年度に廃止する予定で、平成23年度からは下水道使用料を適用することになります。

3 農業集落排水施設使用料の改定について

(1) 改定の理由

農業集落排水施設は現在7地区で稼動しており、現行の使用料が続くとなれば、使用料収入は毎年6千3百万円程、施設維持管理費は毎年1億円程で推移する見込みとなっており、使用料収入で施設維持管理費が賄えない状況であります。

不足分については、一般会計から繰入金で補填しなければならない状況となりますが、下水道使用者と同じ汚水処理サービスを受けているという公平性の観点を踏まえ、下水道使用料の改定に併せ使用料を改定するものであります。

(2) 改定の内容

ア 平均改定率

下水道使用料の改定を踏まえ、平均改定率は下水道使用料と同率の14.3%とするものであります。

<農業集落排水施設使用料新旧対照表>

1月あたり

区 分	単 位	改正前 (円)	改正後 (円)	増加額 (円)
基本額	1世帯	1,218.00	1,400.00	182.00
加算額	世帯員 1人につき	367.50	414.00	46.50

イ 世帯員の数等の基準日

現行は4月1日及び10月1日の年2回を基準日としておりますが、より適切な取り扱いとするため、基準日を毎月1日と変更するものであります。

(3) 施行期日

平成22年4月1日から施行するものであります。